

平成29年分 山林所得の申告のしかた(記載例)

はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子では、「給与所得者」の方が、山林を伐採し、お売りになった事例を掲載していますが、事業所得や不動産所得などの「総合課税の所得金額」や「所得から差し引かれる金額」などを計算される場合には、「**平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を併せてご覧ください。
- 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成30年2月16日(金)から同年3月15日(木)まで**です。
なお、還付申告は、平成30年2月15日(木)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。)
・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。(郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(平成30年3月15日(木))**内となるよう、お早めにご送付ください。)
また、**e-Tax**ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っていませんが、**一部の税務署**では、**2月18日**と**2月25日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成29年分の消費税の課税事業者に該当します。
・ 平成27年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成28年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**平成29年分の消費税の課税事業者**に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
この場合、平成30年4月2日(月)までに**消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「山林所得のあらまし」などを掲載しています。(ページ)
- (1) 確定申告書の記載手順..... 2 ~ 3
- (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース..... 4 ~ 13
- (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース..... 14 ~ 15
- (4) 【参考1】平成29年分 山林所得のあらまし..... 16 ~ 21
- (5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など..... 22 ~ 23



復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください！！

平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。
確定申告書の作成に当たっては、**復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください。**

再差引所得税額 (基準所得税額) (33-39)	④0	7 2 7 0 0 0
復興特別所得税額 (40×2.1%)	④1	1 5 2 6 7
所得税及び復興特別所得税の額 (40+41)	④2	7 4 2 2 6 7



**記載方法は、2、13ページ
をご覧ください。**